

## 「世界人権宣言」の意義

ウインストン・E・ラングレイ

中山雅言

人間の歴史を形作る理念は数多い。しかし、その歴史において、人間が抱いてきたところの考え方や、人間を組織してきた構造を根本的に再構成するという意味において、真に革命的といえるような理念はほとんどなかつたといってよい。それらの限られた理念としてあげられるのが人権の理念である。人権の理念は、それに支持された人権運動と一体となつて、人間の道徳的、政治的発展にもつとも影響力のある世俗的な力の一つとなつてきたのである。その力の重要な源泉が、世界人権宣言である。

本論文の目的は、まず世界人権宣言の起源と内容を簡単に振り返ったうえで、世界人権宣言と他の国際人権諸条約との関係について述べ、世界人権宣言のもつ意義について考察しようとするところにある。また、そのような関係性についての考察とは別に、本論文では、世界人権宣言で認められ、生命を吹き込まれたところの権利を保護するために発展してきた人権保障のメカニズムについても焦点を当てたいと思う。

国家が国際的な人権基準を履行しているかどうかを監視するための国連の主要な機関と今やなつてはいる、人権委員会の設置に関する規定である。このように人権に関する規定が追加されるようになつた背景には、どのような変化があつたのであろうか。

が合衆国大統領フランクリン・ルーズベルトは、戦争遂行のための努力が「人権の至高性」の確立のために向けられているということを示唆することによって、そのような努力に対する国内的、国際的な支持を考えようとした。そして、他の国々の指導者達は、戦争の遂行を誓った。しかし、一九四四年十月にダンバートン・オークスで開かれた連合国による会議で提案された国連憲章の最初の草案では、人権に関する規定はわずか一カ条のみであった。そして、その規定は国際的な経済協力を扱ったものであつた。一九四四年十月から、サンフランシスコにおいて国連憲章が採択された一九四五年六月にかけての間に、人権に関するその他八つの条項が憲章に追加された。これらは、国連の目的と原則に関する規定の中における人権についての言及から、国連の達成すべき約した条項など様々である。一九四四年から一九四五年にかけて達成された事柄にはさらに以下のようなものがある。

それは、小国の、とくにラテンアメリカ諸国の非政府組織（NGO）——市民団体としても知られているが——の確固たる努力を通してであつた。これらの団体は、労働組合や退役軍人組織、農業団体、女性協会、法律家団体、また、教育や宗教団体の代表からなつていった。NGOや小国は、憲章草案のなかに限られた人権規定しかおかれていなかつたことに失望し、草案の根本的な変更を求めるとともに、人権に関する権利章典が付け加えられるべきであるとの提案を行つた。しかし、とくに、主権が植民地支配においてもつ意味についてや、それぞれの社会（国）における個人や不利な条件におかれたことから、そのような章典を作成する時間的余裕がな

かつたために、サンフランシスコ会議では妥協案が成立した。すなわち、先に述べた国連憲章における人権規定に加えて、人権に関する章典を国連経済社会理事会( ECOSOC )の手によって、国連発足後に起草するといふものであった。

一九四六年、人権委員会が国連によって設置され、経済社会理事会は、人権委員会に対して国際人権章典起草の任務を与えた。各省政府は、「このような法的な手続きの重要性に理解を示すとともに、その動向に影響力を及ぼそうとした。エレノア・ルーズベルトを中心とする八人のメンバーで構成される委員会は<sup>(2)</sup>、人権章典起草の仕事に取り組んだ。そして、一九四八年十一月十日、国連は、委員会が上程した、「すべての人民とすべての国民が達成すべき共通の基準としての」世界人権宣言の草案を、賛成四八、反対〇、棄権八で採択し、公布した。

世界人権宣言の公布によって、第二次世界大戦の偉大な道徳的勝利が勝ちとられた。すなわち、宣言が戦争を戦いぬくために掲げられた理想を適切に表現し、国連により重みのある道徳的な正統性を与えることになったといふ意味での勝利であった。<sup>(4)</sup>

世界人権宣言のこのようないくつかの国にとつては魅力的なことであった。このことはいくつかの国にとつては魅力的なことであった。しかし、これら弱点の多くは、年月をかけて修正されたり立ての権利を含んでいないという事実があげられる。

また、宣言は、民族的、言語的、宗教的少数民族の権利を規定していないことがある。さらに、宣言は、

国際権利章典としては一般的すぎる部分があり、そのために法的拘束力をもたないというものであった。このことがあつた。そのような懸念の一つとして、宣言は個人の申立ての権利を含んでいないという事実があげられる。

また、宣言は、民族的、言語的、宗教的少数民族の権利を規定していないことがある。さらに、宣言は、

どちらかといえば不十分ではあるが、国際人権章典において国連に対する個人の申立ての権利はすでに認められており、少数民族の権利も具体化されている。

すべての人民とすべての国民が達成すべき基準として、世界人権宣言は、普遍的な典拠となるような原則と規範を明らかにしている。また、世界人権宣言は一つの指針である。指針としての機能において啓発の源であるとともに、その内容が広範な広がりをもつような新しい概念を規定し具体化している。

世界人権宣言で宣言された規範や原則は多いが、とりわけ差別禁止の規範と平等の原則が重要である。権利や待遇が人種や国籍、民族、宗教、性、社会階級や出身、あるいはその他の地位の相違に基づいていた一九四〇年代の世界において、世界人権宣言は、そのような相違とは関係なく人間が人間であることに基盤をおいた権利を宣言した。したがって、すべての人間は、働く権利や公正な裁判を受ける権利、社会保障の権利、思想、良心および宗教の自由、食糧をえる権利、団結する権利、医療を受ける権利、言論の自由、教育の権利、国籍の権利、

住宅の権利、移動と居住の自由、恣意的な逮捕、抑留からの自由、単独または他の者と共同して財産を所有する自由、社会の共同生活への参加の権利、拷問や品位を傷つける取扱いを受けない自由を有する。また、すべての人間は、認められた権利が完全に実現される社会的および国際的秩序についての権利——たとえば、生活が維持できるような環境や平和など——を与えられている。

人権基準の宣言としての世界人権宣言に関連していることは、国内的、国際的な生活の多くの領域において人権基準が発展し形成される場合に、世界人権宣言が啓発の源としての役割を果たしているということである。

第一に、一九四八年以降に独立した多くの国が、自国の憲法に世界人権宣言の規定の一部を取り入れているという点である。第二に、世界人権宣言は、一九四八年以降国連によって作成された基準設定のためのあらゆる人権諸条約に対して、影響を与えてきたという点である。それらの条約としては、外国人、子供、女性、原住民、精神的・知的障害のある人、移住労働者、身体障害者、労働者、受刑者、少数民族（種族的、言語的、民族的、宗教

的、人種的その他の)、そして難民など、特定の集団に属する人々の権利について規定した条約があげられる。また、発展の権利や平和に対する権利のように特定の状態についての権利に関してや、ジェノサイドや奴隸制度、奴隸貿易、奴隸同様の行為など、特定のタイプのとくに道徳的に非難されるべき行動の禁止に関しては、非難の基準として影響力をもつてきた。ある意味において、これらすべての基準設定条約は、世界人権宣言を手直ししたものにすぎないとみることも可能である。

基準設定における世界人権宣言の影響は、各国憲法や世界的な人権条約に対してだけにとどまらない。世界の各地域においても、その影響は重大で注目すべきものがあつた。たとえば、一九五〇年に西ヨーロッパは、地域的な人権条約、すなわち、人権および基本的自由の保護のための歐州条約を採択した。この条約は、「世界人権宣言の中で宣言された権利の普遍的かつ効果的な承認および遵守を確保するとの目的<sup>(5)</sup>」という一節を引用しているが、ここに世界人権宣言から大きな影響を受けたことがうかがえる。一九六九年の米州人権条約、一九七五

年のヘルシンキ宣言（東欧に関する部分）、一九八一年の人口および人民の権利に関するアフリカ憲章は、同様の言葉を用いるとともに、世界人権宣言がそれら諸条約の精神的な指針となつていてることを指摘している。世界人権宣言の理念が生み出した他の三つのものについても、ここで触れておかなければならない。すなわち、国連の決議一般、人権運動、そして、その運動における個人と非政府団体の役割である。

世界人権宣言は、その採択以来、決議の文言そのものを含めて国連の決議に影響を及ぼしてきた。たとえば、一九六〇年、国連は、植民地諸国、諸人民に対する独立付与に関する宣言（植民地独立付与宣言）を採択した。植民地独立付与宣言の第七項は、すべての国家に対して、「……世界人権宣言の諸条項の誠実かつ厳格な遵守」を求めていいる。植民地独立付与宣言は、諸国家を拘束することに成功しただけでなく——その中のいくつかの国家は世界人権宣言の採択の時に棄権していいた——、いくつかの国家の植民地に対する政治的、経済的支配の維持を正当化してきた帝国主義の理念的、政治的正当性を否定

することにも成功した。そして、先に述べた一九六六年の二つの人権規約は、すべての人民の自決の権利を認めることによって植民地独立付与宣言を補強することとなつた。

世界人権宣言の意義を評価する上で同様に重要な点

は、世界人権宣言が生み出したところの人権運動である。一九四八年の時点では、わずかの人々の意識の中にあったことを除けば表面化していなかつた人権運動は、世界人権宣言が他のいかなる昔の文書よりも優れた国際的、道徳的な力をもつてていることによる。なぜであろうか。それはある意味で、世界人権宣言が、あまり恵まれない人々の心に希望をもたらすからであり、思い切つた変化を渴望する人々を勇気づけるからであり、人生において個人的、社会的名声の実現を可能とするような道徳的な向上を望む人々にその実現を約束するからである。

さらに世界人権宣言は、ある種の感性をもつた人々に生き生きとした影響を与える。それらの人々は、世界人権宣言のようないくつかの性質に触れるものは、いかな

るものでも人々や世界に新たな価値をもたらすということを理解したのである。したがつて、国内的および国際的レベルの両方において、各国民政府は人権を促進し保護しようとする限りにおいて正当性を獲得し、あるいは維持するのである。

人権運動が実際にどのようなものかを知るために、NGOの活動、とくに人権分野で活動を行つてゐるNGOの活動をみるのが一番である。NGOの中には人権だけに限らず活動を展開しているものもあるが、それらNGOは世界人権宣言が国連で採択された際に国家に影響を及ぼす役割を果たした。しかし、同時にこれらのNGOは、彼らがかける過剰な期待以上に世界人権宣言から影響を受けてきた。そのことを理解する上で三つの例をあげるのが適當であろう。一九七九年の、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、一九八九年の、児童の権利に関する条約、そして、一九九七年の、ヒトゲノムと人権に関する世界宣言である。

一九七九年の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、ちょうど人権運動が世界各地のしかも

人間の活動や関心のある領域に広がりを見せ始めた時期につくられた。とくに、世界人権宣言で定義された人権の枠組みが、彼女たちが生きてきたところのつくりれた差別文化に対抗するものであることを確約するものであるということに女性運動が気づいた時期につくられたのであった。そして、男性が優位を占める政府は、女性の実質的な平等を支持することをしばしば嫌つたが、目覚めた女性や彼女達を支援するNGOの道徳的、政治的な圧力の前に抵抗することができなかつた。とりわけ啓発的であつたのは、女性に関する四つの世界会議（一九七五年のメキシコ、一九八〇年のコベンハーゲン、一九八五

規定されるのではなく、権利と義務をもつた道徳的、精神的な存在であるということを世界人権宣言を通して訴え、各国政府に受け入れさせたのは市民団体、そのいくつかは一九七〇年代終わりにつくられた市民団体であつた。また、遺伝子工学の進歩がもたらす危険性について懸念する宗教や科学その他の分野のNGOが一九九七年の宣言作成にあたつてロビー活動を展開し、世界人権宣言の中核的な価値である人間の尊厳を通して、「クローケン人間を作るといった人間の尊嚴を侵すような行為は認められるべきではない」との規定を宣言に盛り込むこと

年のナイロビ、一九五五年の北京の開催を国連に働きかけたということであった。これらの会議は、女性の解放のための実効的な計画を策定することを目的とするものであり、とくに後の二つの会議は、一九七九年の条約の履行を勝ちとるためのものであつた。

世界人権宣言は、NGOの発展とその活動に影響を与える、NGOは、規範創出という進行中の人権運動のもつ一つの側面を形にしようと努めてきたが、規範や基準の存在はそれのみでは人権の促進や保護を確保するものではないということにも留意する必要がある。それら基準や規範は、尊重され、また実施されなければほとんど利用されないままとなってしまう。たしかに、世界人権宣言は、そこで宣言された諸権利を実施するための規定を

もちあわせていない。しかし、NGOが実施のためのしくみの発展を手助けする役割を担つてきたことと同様に、世界人権宣言は、現在ある限られた実施のためのしくみの多くに影響を与えてきた。

いるかどうかを監視するための国連人権委員会の活動は、国家が人権状況の改善をはかることを確保する上でかなり重要な役割を果たしてきた。先に述べた市民的および政治的権利に関する国際規約を作成した人権委員会は、個人からの申立てを受理するなど監視機能をも果たしている。また、地域的な人権委員会（あるいは、先に述べたヘルシンキ宣言の改正の下で設けられた同様の委員会）も

する罪 シュノサイト 戦争犯罪その他  
子供に対する性  
兵、強制的妊娠、レイプなどの罪を犯した個人および國家を裁く権限をもつて いる。

ころは比較的弱いものといえるが（国際刑事裁判所は非常に強い権限をもちうる可能性を有している）、NGOの活動は、とくにそれが経済社会理事会との間で協議資格をもつて、実施の程度を現在のところにまで高め、それを条約として形にしてきたこれらNGOに対して、人権問題に傾倒させ、情熱を与え、国家を超えた連帯とさせたのは世界人権宣言であった。

アメリカの場合は、地域的人権裁判所が増加し、人権基準の実施の向上をはかつていて。一九九八年七月十一日、国際社会は、コフィー・アナン国連事務総長が「普遍的な人権と法の支配へ向けての記念すべき一步」と呼んだところのもの、すなわち、国際刑事裁判所設立条約を採択した。<sup>(8)</sup> そして、この裁判所は、侵略の罪、人道に対

しかし、人権の実施というのは裁判所や人権委員会があるかないかといったこと以上に複雑である。それは、複雑な手続きに精通すること、労を惜しまず事実を整理すること、主権の要求に対抗すること、法律家や裁判官、警察官、社会活動家、医者や看護婦といった専門家で惑し、隠蔽したり破壊したりするかもしれないような

情報を注意深く暴露し公表することなどの事柄が含まれる。それはまた、実施の過程において証拠として用いられるような資料を専門的に評価することを含む場合もある。人権NGOとして百ヵ国以上の国において活動を行っているアムネスティ・インターナショナルは、各国の状況についての報告書を定期的に公表している。これらの報告書の中にはあからさまなものもあり、政治犯に対する非合法的な裁判、拷問、受刑者に対する残虐で非人道的で品位を傷つけるような待遇、「失踪」、反体制政治グルーピーに対する虐待などを扱っている。そのようなあからさまな暴露を避けるために、場合によって政府は、自國の人権実施状況の改善をはかるうとするであろう。六十ヵ国にメンバーを有し、そのうち四十ヵ国では政府機関と協力しているディフェンス・フォ・チルドレン・インターナショナル (Defense for Children International) も、子供の権利に関する国家の行動を公表したり、人権の実施過程の改善のための国や地域や世界の協力を促進するために、資料をこまめに集めている。また、様々な国に七十六の使節団を派遣してきたファイジシャンズ・フ

オ・ヒューマンライツ (Physicians for Human Rights) は、人権侵害の証拠となる情報を調査し、提供するためにもてる知識や洞察力、医学や弁論術の技術を駆使している。そのために、致死性神経ガスの使用を証明するため土壤分析を行ったり、拷問の有無を調べるために集団墓地を掘り起こしてえた人体の部分を鑑定したりなど、

これら例にあげた人権NGOの場合において、世界人権宣言は、啓発の主たる源となってきたのである。  
世界人権宣言は、先に述べた人間の営みのあらゆる分野において、中でもそれが様々な約定の作成に啓発を与えたという点において重要である。その啓发力は、それが理念や原則や概念を具体化したものであるという点において群を抜いている。これら諸概念のあるものは、分散された人間性を統合する過程で決定的な役割を演じるという点において非常に根本的なものである。これらの概念のいくつかに触れ、この考え方を例証するために、対立する二つの世界観について検討することが適当かと思われる。一つは、世界人権宣言によつて国際的に幕が切

つておとされた世界市民秩序とよばれているものであり、もう一つは国家中心の世界観の所産であるウエストファリア体制とよばれているものである。

国家中心、すなわちウエストファリア体制は、制度的な検証も十分になされないまま国際的公共秩序に対してつけられたよび方であり、一六四八年のウエストファリア条約から第二次世界大戦まで続いてきた体制である。<sup>(10)</sup>

ウエストファリア体制は、正式に国民国家体制を生み出したが、それは各国家に対して排他的で疑う余地のない様々な権利、すなわち、領域内の人々や出来事やその他のことに対する好きなように行動する権利を与えた。また、ウエストファリア体制は、国家を国際社会の基本単位として、また、あらゆる国際的な行動の法的、道徳的妥当性を判断する尺度としてみなした。さらに、この秩序は道徳的懷疑主義に満ちている（これは今述べた主張を正当化したり、またこのような主張に従う人たちの立場を支持するために用いられる）。この道徳的懷疑主義は、いかなる国家も目前の利益の獲得を自制するような道徳的規範には従わないということを警告するとともに、道徳上の

原則の遵守は長い日でみて国家の利益を促進することになるという見解を裏付けるような証拠の存在はどうみても疑わしいといつた議論を提起する考え方である。よつて、それがすべてではないとしても、政府の主要な責任は、国益とよばれるようになつたところのものを促進することにあるのである。

国益の一部分は、他の人間との違いにおいて自らのアイデンティティを自覚する国民の社会的、心理的な構造をその内容としてきた。また、その国益は、国家を主体として定義し、国際法の下で国家にすべての権利と責任を与えた。一方、個人は客体、すなわち国際法が適用され効力をもつところの船舶や島や国境のように客体であった。

それとは対照的に世界市民の視点は、世界は道徳的に普遍的な社会、あるいはコスマポリス (cosmopolis) であると主張する。その社会においては（国家ではなく）個人が基本単位とされ、道徳的には人間社会の方が国家の結合に優先するとされる。国家は、現代においては、その中で人類家族が国際的に形成されるための特定の手

段にすぎないのである。国家ではなく個人が国際社会の基本単位であるとするならば、また、個々の人間からなる社会（人類家族）が国家で構成される社会に道徳的に優先するトスレバ、もはや国家は、権利と責任の唯一の保有者であるとはみなされることになる。また、一連の国際的な行為が道徳的に妥当であるかどうかについても、国家が自ら定義する国益に合致しているかどうかという基準で判断できることになる。むしろ、それらの行為は、人類家族の共通利益に合致し、また両立しうるかという基準にしたがつて判断されるべきである。

次に、この世界市民觀の核心は、世界人權宣言に立脚した人權レジームにある。国家は世界人權宣言を採択する際に、（また、批准の際や後に人權諸条約を受容した時に）人權や世界市民秩序を定義づけている道徳の優先性を受け入れることを約束したのである。池田大作創価学会イントナシヨナル会長は、「人權はすべてに優先する根本的な課題である」と述べ、このことについて明快な理解を示している。そして、道徳の優先を認めることは、これまで盛んな挑戦を受け、他の体制にとつて代わられそ

れは、今や有名となつた世界人權宣言第一條の無差別待遇の条項の意味するところである。第二條は、すべての者は、人種、性、言語、宗教、国民的もしくは社会的出身、その他の地位によるいかなる差別も受けることなく、宣言に掲げる権利と自由とを享有することができると規定している。第一に、人權の尊重に鑑みれば、国家が自国民も含めて自國領域内の人間をどのように扱うか——ウエストファリア体制における場合のように——もはやその国家のみの関心事項ではないといふ点である。それは国際関心事項となるのである。

世界人權宣言に基づいて、国家が自國の国民をどのように扱うかがすべての国家の関心事項となるとすれば、それを国内管轄事項とみるウエストファリア体制の考え方もはや効力をもたないことになる。国内法も人權の最終的な規定者ではなく、国際法とそれに基づく人權基準が最終的な規定者であるということになる。

世界人權宣言がウエストファリア体制から脱却した第四、第五の領域は、世界人權宣言の作成中に多くの国が当然に関心を示した主権、および人間の安全保障と関係

になりながらも人間生活に大きな影響を及ぼし続けてきたウエストファリア体制のあらゆる側面の変更をもたらすことになる。以下の二、三の例は、人權秩序によつてもたらされた変化のいくつかを示すものである。

第一に、この世界市民觀は、あらゆる人間を尊重するものであるという点である。したがつて、特定の国民や同教信者に限定することは——一九四五年以前にそのような例があり、ある程度まで今日においてもいくつかの政治指導者によつて追求されているが——人權概念の主張するところではない。このことは、国家が国民や同教信者の人權の国際的な保護の促進を追求してはいけないということを意味するものではない。むしろそうすべきである。しかし、そのような保護は、それらの人々があくまで人間であるという理由によつて与えられなければならないのであって、彼らはたまたまその国の国民や同教信者でもあるにすぎないのである。そして、保護を与えるようとする国家は、いついかなる場所においても必要性がある限り、宗教上、あるいは国籍上何のつながりもない他の人々のために行動をとらなければならない。こ

する。主権については、すでに述べたように、その帰結として国家に対しても、いかなる上位権力にも従うことなく自國領域内において法を制定し、実施し、その他の行動をとる権限が認められた（しばしば国内管轄権とよばれている）。それらの行為は、ときに自国民も含めて重大な人權の蹂躪を含むものであった。世界人權宣言と人權レジームは、そのような行為を国際的な基準に従わせ、人權基準の価値をもつて主権の要求を制限することに着手した。そのような制限と関連するのが人間の安全保障の原則である。

もし、すべての国家に人類家族のあらゆる構成員の権利を促進し、保護する責任があり、それらの権利が健康を享受する権利や公正な裁判を受ける権利、教育の権利、思想、良心および宗教の自由、食糧をえる権利、言論の自由、拷問や品目を傷つける取扱いの禁止、居住の自由、プライバシーの保護、これらの権利が完全に実現される社会的および国際的秩序への権利を含むとするならば、その保護すべきものは人間の安全保障に他ならぬ

また、人間の安全保障の原則は、次のような考え方と結びついている。すなわち、すべての人間が生まれながらにして有する尊厳性や尊厳性と結びついた諸権利は、人間の道徳的、精神的な友愛を示しているのみならず、諸国家間の友好的な関係が十分に発展し維持されるような道徳的基盤をも表現するものであるという考え方である。この考え方の正しさは、一連の国際的な行為が道徳にかなっているかどうかの判断が、国益を自ら定義するウエストファリア体制の慣行によつてではなく、そのような行為が人類家族の福祉と一致するかどうかによつて判断されるということによつて証明される。つまりところ、もしそれぞれの国家が自国の国民を含めてすべての人間の人権の促進と保護を完全に約束したのであれば、なぜ国家は友好的な関係を保とうとしないのであろうか。

ウェストファリア体制からの脱却の第6回は、世界人権宣言が支持してきた人間の主体性の問題である。既存の秩序の下では、国家は国際法の主体とみなされる。すなわち、国家は権利と義務をもつた存在であるといつこと、なぜ国家は友好的な関係を保とうとしないのであろうか。

らば、一六四八年以來、はじめて国家が（世界人権宣言の登場にともなつて）国際的な舞台で権利を独占することをやめ、個人が独立した地位を有することになつたからである。しかし、主体の問題は権利のみならず、義務や責任の問題をも含んでいるのである。

人間の権利と義務に関するアメリカ宣言（American Declaration of the Rights and Duties of Man）が述べるようないくつかの権利は個人の自由を高めるが、義務はその自由の尊厳性を表現するものである。世界人権宣言は、個人の主体性を認めるにあたつて、国家のみが従来負つてきた責任の範囲を広げて個人まで含むようにするだけでなく、宣言で認められるいかなる権利の行使にあたつても他者の権利と自由を承認し尊重しなければならないということを明確に述べている。さらに、世界人権宣言は、すべての者は、「その人格の自由かつ完全な发展がその中にあつてのみ可能である社会に対して義務を負う」<sup>(14)</sup>とはつきりと述べている。この主体としての個人という文脈における義務の重要性は、多くの領域においてみられるが、その中でも人権レジームが私たちに示しているところ

である。一方、個人は河川や湾や事物のように国際法が効力を及ぼす単なる客体にすぎず、権利を主張したり回復したりする地位にはおかれていない。事実、個人は、彼らが国民（市民）として属する国家が彼らに代わつて権利を主張できる場合を除いては、国家が商船やとるにたらない島に関して権利を主張できるのと同じような権利はまったくもつていらない。そして、国家が、そのような個人による権利の主張は国家が自ら定義する国益と相違ないと結論づけた場合には、国家はそのような権利を促進することを控えることになる。実際に、権利をもつのは個人ではなく国家であったのである。世界人権宣言は、国際関係における個人の立場を逆転し、個人を中心とするようなプロセスの構築を試みた。そして、個人は国家と同様に主体として権利をもつのである。<sup>(15)</sup> 主体の問題が意味することは、個人が自らの権利の改善をはかるために、場合によつては政府を訴えるくらいまで（國家の主張とは独立して）自らの手で法を行使することができるということである。このような個人の地位向上（方の付与）が意味することは大変深いものがある。なぜなぜな

るものがあげられる。たとえば、権利と義務の間の関係のつりあいを再度どのようにとるか、人間開発の過程と主たる目的をどのように同時に考慮に入れるか、また、社会についての新しい意味づけ、などである。権利と義務についての一般に承認された相互依存的、有機的な関係にもかかわらず、権利が強調されるかたよつた見方は、西欧で啓蒙主義が発展した十八世紀以降、ウェストファリア秩序の中において進展を遂げた。十八世紀以降、西欧の文化的側面をもつた国家が、国際公共秩序の中でかなりの程度まで政治的、文化的に指導的な地位を占めていたために、義務に比べると権利の方がはるかに強調されて受けとめられる傾向があつたのである。したがつて、世界人権宣言の中で義務についてはつきりと述べられているということは、権利との間の相互関係を再構築するための努力を求めているということなのである。しかし、世界人権宣言は、義務については、権利についてと同様に一般に詳細かつ包括的な方法で列挙していないのであるから、西欧の文化的な影響による偏向の結果としての不均衡は、残念ながら一九四八年以

降も続いているのである。しかし、義務の重要性を認識させた他の文化的な伝統が、国際公共秩序に対しても徐々に大きな影響力をもつようになつてきており、また、世界人権宣言の真の意味がより理解されるようになつてしまっているので、義務についての世界人権宣言の規定やその中に暗黙に含まれた責任に関する指示を活用して、義務について詳細に規定する人権条約をつくる努力がなされてきている。将来性をもつたそのような努力の一つとして、日本の福田赳氏元首相によって設立されたNGOのインター・アクション・カウンシル (Inter Action Council) があげられる。普遍的な倫理基準の確立を支持することを主要な目的の一つとするこのカウンシルは、(世界人権宣言五十周年の記念日に) 国連総会の審議と採択に付するために人間の責任に関する世界宣言 (Universal Declaration of Human Responsibilities) 草案を提出している。<sup>(15)</sup>

権利はその尊重を確保するために義務を伴わなければならず、また、すべての者は、「その人格の自由かつ完全な発展」がその中にあつてのみ可能である社会に対して義務を負うとの世界人権宣言の明確な宣言は、もう一

会ではない。また、プロレタリア階級や労働階級の結束、すなわち国家主義者と同様に他の主義をもつ者を排除するような結束を基礎とする社会を目指すマルクス主義者の社会でもない。さらに、教員だけの間の同一性を認めてきた多くの宗派の社会でもない。それはなぜであろうか。その理由は、今述べたどの集団も、世界人権宣言が克服しようとしている共通の特性をもつていて、いう点である。すなわち、それぞれが追求してきた社会、あるいはそれが生み出してきたアイデンティティは、いかにその集団が他と異なつていても、あるいは同じではないかという観点から構想されつづられてきたということである。たとえば、ジャマイカ人やバブテストは、自分たちがジャマイカ人やバブテストではない人々と表向きはいかに異なつていても、社会で自分たちのことを考えているということである。世界人権宣言は、人間は共通のアイデンティティのようなものをもつていているということを訴えることから出発する。私たちは、日本人やプロレタリア階級や女性や黒人やイスラム教徒や西洋人や貧困者である前に人間であるのであり、

つの意図を含んでいる。すなわち、諸権利が認められた最大の目的は、単に特定の権利の行使を可能とするためだけではなく、人間の精神性の発展に滋養を与えるところにあるということに気づかなければならないということがである。したがって、社会（および敷衍すれば社会の中の個人）に対する義務や責任は、その最大の目的のために奪うことのできない手段なのである。世界人権宣言に支配された世界においてはまだ十分に認識されていない。しかし、人間がこのことに十分に目覚めれば、世界人権宣言の果たす意義の大きさに気づくであろう。もし、人権の尊重という最高の目的がその中にあつてのみ完全に実現されるような社会だとすれば、世界人権宣言が求めているのは、私たちが人間として扱われる社会であるということを知るべきである。

世界人権宣言が対象とする社会は、その国民に対する絶対的な優位によつてウェストファリア秩序を定義づける、国民国家体制を形成してきた国家主義者からなる社

そのような道徳的義務が私たちの秩序として広がらなければならぬのである。要するに、世界人権宣言が私たちに示唆する社会は、（ある意味で、世界人権宣言が保障する権利が完全に実現し、人間の精神性の発展がその中にあつてのみ可能であるような社会であるから）、人類が一体となつてゐる社会なのである。そのような社会はすべての人々を受け入れ、個人や人類を構成している小さな集団の中にいる人々が十分に気づいていないより大きな自己」や忠誠心を発見できるような社会である。そのような大きな意識が、家庭や村や町や国家や他の文化的存在といった部分的なアイデンティティとつながつていくのである。もし、自己」やアイデンティティや人格がより大きな人間社会の中でのみ、また、その部分として完全に発展し実現しようとすれば、そして、その者がそのような社会に所属しそのようない社会に対して義務を負うとすれば、世界人権宣言が私たちに求めているものは世界市民としての意識ということになる。そして、そこで行使される市民権は、投票権や納税の義務といった従来の觀念に限定されるものではない。それは、彼らが所属する団体や

社会の公共的な事柄に直結し、また、それに影響を与えるような判断を行つたり、決定を下したり、行動をとることを求めたりすることを可能とするような道徳的で、知的で、社会的な地位をさす。なぜならば、私たちは様々な異なる社会に同時に立場をもちうるからである。すなわち、私たちは家族や町や職場や大学や国家やさらには人間文化が根ざし、また形成されるような地球全体に所属するので、世界市民としての地位は、多くの社会に影響を与えるありとあらゆる分野の判断や決定や行動を包含することになるのである。<sup>(15)</sup> ノーベル平和賞受賞者、ジョセフ・ロートブラットが呼ぶところの「人類に対する忠誠心」がこの世界市民権の定義にある。<sup>(16)</sup> また、池田大作氏がSGI提言、「不戦の世纪へ人間共和の潮流」（一九九五年）や「第三の千年」へ世界市民の挑戦」（一九九六年）の中で力説する市民権である。

人間社会（人間の社会）における共通の市民権という考え方を招来するという点において、世界人権宣言は、リバティ（liberty）とフリーダム（freedom）の間の正しい関係に「私たちを引き戻す」という特別の意義をもも

つている。そして、「私たちを引き戻す」という表現をここで用いることにする。というのは、リバティとフリーダムは、関連はするが人間の経験の別々の範疇のものであるとずっと考えてきた政治学者や政治哲学者やその他の人々が、時に両者の区別について混乱をもたらしてきただからである。<sup>(18)</sup>

解放（liberation）という言葉が由来するところのリバティという言葉は、個人や集団についての束縛の除去の結果として生ずる人間の経験や状態のことをさしている。そして、いわゆる恣意的な逮捕からの自由、言論、出版、宗教の自由といった市民的、政治的権利に関連したフリーダムは、リバティの状態を具体的に表現したものである。一方、フリーダムの中身は、リバティによってたらされた社会的、政治的、文化的な自由な空間での創造や働きを分担したり、そこに参加する能力のことである。二つの社会的状態、すなわちリバティとフリーダムに密接に関連する状態、および世界市民の地位と直接に関連する状態は、貧困と文盲である。アンナ・アレンドは貧困を定義して次のように述べてている。「貧困は

収奪されている以上の状態である。それは、不斷の欠乏と深刻な悲惨さがもたらす状態であり、その本質は人間性を奪う力にある。まさに貧困は、人間を必要性の絶対的な命令の下におくために卑しむべきものである」と。

「不斷の欠乏状態」、「必要性の絶対的な命令」の下におかれている状態、肉体による欲求の状態は、もし、フリーダムが実現されなければ人間が解放されなければならない束縛や制限の状態である。文盲といふ束縛、そして、より広く無知は非常に重要な問題である。それにもかかわらず、リバティを唱導する者がこの言葉を用いる場合、リバティを貧困や文盲と結びつけることをしない。そして、貧困と文盲という一つの状態（場合によって文盲の方が比較的結びつけられるが）をフリーダムと結びつけることがまれにある程度である。おそらく、結びつけようとした理由は、もっとも広く認められた社会変革のための歴史文書のいくつかがそれらを結びつけようとしたが、不適切な方法で結びつけようとしたことによる。アメリカ独立革命では、この結びつきに見向きもせず、フランス革命では、これと格闘したが

うまくいかなかつた。また、ロシア革命では、これにかかわったものの、混乱して挫折し、当初の試みは裏切られることになった。世界人権宣言は、主にリバティにして述べた市民的、政治的権利、および、フリーダムに力点をおく経済的、社会的、文化的権利について規定することによって、両者を正しく関連づけている。よつて、「相当な食糧を含む……相当な生活水準」についての権利と規定されている。世界人権宣言は、教育の権利についても規定している。多くの束縛の状態の中でも飢えから解放されたときにのみ人々は自由となり、主体として市民となることができるるのである。

先に述べたように、世界市民としての職務や義務には、地球社会や地域社会の共通の事柄に影響を与えるような判断を行つたり、決定を下したり、行動をとることが含まれる。もし、そのような義務を効果的に果たすとすれば、いわゆる世界市民は、物事や人間や出来事の「確かな理解者」となるための知的な能力や文化的な感性や正確な心理学の知識をもたなければならぬ。したがつて、教育の権利は、フリーダムやより大きな自己」の

開発のため、そして、それが人間社会の意識の部分であるが故にもたらされる全体性の達成のために重要なである。その意味において、人類がいかに未来を築くかという方途として、世界人権宣言は、世界市民に求められる教育の内容面（カリキュラム）での模範としても、また、そのような教育がもたらす結果としても重要性をもつのである。

教育内容についていえば、一九四八年に作られた世界人権宣言は、きわめて今の時代に適合している。一般に教育界で指導的立場にある人々は、唯一の、あるいは二、三の選ばれた文化のみを強調してきた従来の教育内容を超えて、多様な文化について教育することの必要性をますます認識するようになってきた。発展をとげている地球文明は、多くの特定の文化や文明によって築かれているのであるから、学生が受ける教育もそのような地球文明の内容を反映すべきである。世界人権宣言は暗黙に、また、世界人権宣言が生み出した人権諸条約は明確にそのような教育内容について述べている。その教育内容は、人々や自分が抱いている固定観念、つまり自

分を偉いと思つたり、卑下したりする固定観念について疑いをもつことを認めるような教育内容であり、世の中を対立的にとらえ、「ひとりよがりの政治や文化」をもたらす固定観念の役割を認識し、除去することを求めるような教育内容である。同じく、多様な文化世界や特定の文化の間の関係が地球文明を築く上で真に寄与していることを理解できるようにするような教育内容である。

世界人権宣言の影響を受けて一九六五年に出された、人民間の平和並びに相互の尊重及び理解の理念を青少年の間に促進するための国連宣言は、そのような教育内容を求めている。しかし、多文化主義には、世界人権宣言がはつきりと規定しているのを別にすればしばしば見落とされる二つの側面がある。それは、教育の目的、また、教育と一般に「二つの文化」とよばれているものの間の関係である。

教育の目的に関しては、世界人権宣言は、「人格の完結並びに、人権および基本的自由の尊重の強化を指向するものとする」と述べている。換言するならば、先に述べたように自分を卑下したり、偉いと思つたりするよう

な固定観念を取り除いて、多様な文化が私たちの地球文明を築くために寄与しているということを理解できるようになり、特定の文化と人間社会に共通の文化との連関を意識して共有することが、人格の発展の一部であるということである。そして、そのような人格の発展は、人権と基本的自由の尊重と醸成という市民としての義務を果たすことと一致するのである。

「二つの文化」に関しては、一方において現代における二つの文化的ギャップ、すなわち、いわゆる文学者（literary intellectuals）と科学者（scientists）を隔ててきた文化的ギャップをさして今日用いられる。いずれのグループも他方の分野のことについてあまり知らない。

（教育を受けた人々と教育を受けていない人々の間にも、もう一つのギャップが常に横たわってきたといわなければならぬ）。このようなギャップは、それぞれのグループが他のグループを理解し、完全に正しく認識することを妨げてきた。世界人権宣言は、すべての人が社会の文化に参加する権利をもつと規定することによってギャップをなくすように努めるとともに、そのような参加の権利は、

芸術や「科学的進歩」を共有できる（また、共有する権利をもつ）場合にのみ可能となるということを認めていく。<sup>(23)</sup> そして、世界人権宣言がそのようなギャップをなくそうとしていることは非常に重要である。

第一に、科学の知識は、世界人権宣言が強調する人間相互の関係が「一つの生命体、すなわち生物圏を共に構成しているより大きな生命共同体にすべて埋め込まれたものであり」、共生と相互依存の網の目の一部分であるということを明らかにしているからである。このような網状組織においては、量子物理学が示唆し、進化に関する生物学や化学が主張するように、地域に限定した見方、それらを区別する境界、分離する考え方は、しばしば時代遅れとなる。第二に、人間も含む生命体は、そのものにしかない本来の姿をあらわし、特定の人やグループに対して有用性があるかどうかということよりもその存在 자체によって尊重されなければならないからである。第三に、今ある関係を壊したり断つよりもそれを高めるような行動が、共同体を維持し、文化を豊かにするような絆を生み出すための唯一の行動であるからであ

る。第四に、人間は、エネルギーや氣体やその他の栄養分の供給を確實に行う、完全で連續した自然界の機能に依存する自然や生命の一部であるからである。

今述べたように、世界人権宣言に基づいて文化の多様性の理解のための教育を受ける者だけが、異文化に対する「感受性や共感性をもつた理解者」となることができるのである。その者だけが競争的で一時的で利己的な利益と、いわゆる普遍性に基づく要求や責任を本当に区別することができる。また、その者だけが環境問題や「文明の衝突」や富める者と貧しい者、教育を受けた者と教育を受けていない者、健常者と障害者の間に横たわる深い溝の問題に取り組まなければならぬことに目覚めることができ。同じく、その者だけが「諸国民の間および人種的または宗教的集団の間の理解、寛容および友好」<sup>(25)</sup>を促進することができる。そして、その者だけが、自分自身がより大きな人類家族の中に基盤をおく網の目的のような関係の一部であることに気づくことができる。そのような認識が一般化した場合に「新しい主権」ということになる。それは国家の主権ではなく世界の人々の主権である。

球的な協力の範囲と一致しなければならないことになる。社会正義の様々な領域について扱うための何らかの政治機構を発達させてきた国内社会と違つて、国際社会はまったくもつてないか、あつたとしてもはなはだ不十分なものであつた。したがつて、もつとも物質的に豊かな社会の人々をも含むすべての社会が、不平等や社会不安を増大させる危険性をもつてゐる。世界人権宣言は、そのような政治機構について規定するものではないが、第一八条においてそのようなものをつくりだす道徳的基盤を提供してゐる点は重要である。第一八条は、すべての者は、この宣言に規定する権利が完全に実現される「社会的および国際的秩序」についての権利を有すると述べている。(社会正義に関することも含めて)世界人権宣言に規定された権利が現在の社会的および国際的秩序の中では完全に実現されないのであるから、人類のために新しい統治制度(おそらく改革された、あるいは強化された国連が考えられるであろう)の構築を促進することは「新しい主権」を自覺した世界市民の責務である。そして、いよいよ本論文の結論部分、すなわち、世界人権宣

る。人類が一つであるという意識をもつた人間がいなくして、主権は何のために存在するのであろうか。

一つの文化は多くの文化によつて育まれ、一つの文化は他の多くの文化を共有するという意識は、社会正義にとって重要な意味をもつてゐる。それはまた公共政策や個人間および集団間(国家も含む)の関係にとつて重要なである。

世界の様々な社会は今や開かれしており、ほぼ完全に相互依存システムとなつてゐる。その中では経済的組織(たとえば、企業など)は、最大の収益が見込まれるところであればどこでも投資を行い、その場所が資本がもともと存在した場所から離れていることが多い。よつて、企業や国の総収益は、概して多くの社会からもたらされた社会協力の結果なのである。社会が他の社会とほとんど、あるいはまったく関係性をもたない自己充足的なものであつたときには、(実現された利益の分配や社会協力のための負担という形で定義される)社会正義の問題は、もつぱら一国に限られたものであつた。しかし、社会協力が地球的なものとなつた以上、正義の問題についても地

言を検証する旅の最終章に入ることになる。

いかなる世紀においても、もっとも力が注がれてきた根本的な課題というものがある。二十世紀の課題は、原子力やマイクロエレクトロニクスや遺伝子工学に顕著に象徴されるような前例のない科学の進歩によつてもたらされた知識を、国連憲章(また、国際連盟規約)や世界人権宣言に具体化されたような、より正しくより包括的な人間の生活のあり方を求める精神的探究と、どう調和させれるかとということであった。今世紀におけるこの課題の調和はまだ達成されたとはいえないが、それらの課題への挑戦は、(私たちにそれらの探究の切迫感と、それらの探究がもたらしうる実現への可能性を示すことによって)私たちの前に姿を現しつつある地球文明と来るべき世紀の課題の実現に向けて寄与してきたといつてよい。後者の課題がもたらしうる実現への可能性を示すことによって)私たちの前に姿を現しつつある地球文明と来るべき世紀の課題の実現に向けて寄与してきたといつてよい。後者の課題、すなわち、二十世紀の課題を達成した暁に、文化の多様性が花開く平和でゆるぎない地球文明を築くという課題の実現は、たやすいことではない。人々が比較的自己充足的な田舎の環境から引っ越して都市社会を形成したりその構成員となつたりする場合など、歴史上あらゆ

る社会でみられるように、比較的分断的な国内社会から共通の人間社会に移行するためには、「新たな市民性(civility)」が求められる。地球文明の実現を可能とし、

また、世界人権宣言が私たちに示してくる道徳的な概観の核心」こそがこの新しい市民性であるといえよう。

拷問、ジエノサイド、集団レイプ、飢餓、貧困、環境の悪化、「失踪」、戦争の継続にもかかわらず、人間精神の炎は世界人権宣言から大いなるエネルギーをえて燃え続けている。同様に重要なことは、人類は長い精神の旅の果てに、人間存在の全体性をとらえ、その可能性を実現する文化を創設する位置に立つたということである。

世界市民としての責任という意味での、また、新しい王権をもつた目覚めた人間としての地位という意味での、世界人権宣言によって私たちに与えられた主体性のおかげで、私たち一人一人は、私たちを他人と区別してきたといふのアイデンティティの担い手であるとともに、人間の全体性とその実現の可能性をもつた存在でもあるのである。したがって、私たちは、姿を現しつつある地球文明の地平に立っているのである。そして、この地平を

## 注

- (1) 国連は、一九四五年十月一十四日、安全保障理事会の常任理事国およびその他の署名国過半数による憲章の批准をもつて正式に発足した。
- (2) オーストラリア、ベルギー、白ロシア、チリ、中国、エジプト、フランス、インド、イラン、レバノン、パナマ、フィリピン、ウクライナ、イギリス、ソ連、アメリカ、ウルグアイ、ユーゴスラビア。
- (3) ハカ国が棄権したが、反対票を投じた国はなかった。
- (4) 国連憲章はそれ自身道徳的正統性を有していたが、その正統性は一九四八年の世界人権宣言の採択によりより確かなものとなつた。

(5) 213 *United Nations Treaty Series* 221

(6) John Humphrey, "The Universal Declaration of Human Rights", *International Journal*, (Autumn, 1949) pp. 357-358.

(7) ユーヘン・ペルト人権に関する主張(同上)第十一條参照。

(8) Kofi Annan, "New International Court Fulfils a UN Dream that began in 1948" *Boston Globe* (July 31, 1988) p. A19.

(9) ダニエル・DCI, *International Children's Rights Monitor*, Vol.12 #1 (Spring, 1995); Physicians for Human Rights, *Medicine Under Siege in the Former Yugoslavia, 1991-1995* (Chicago:PHR, 1995) 参照。

(10) 一九四五年以前、やがてヒューマン権利をめぐるの真剣

な論争がなされた。世界人権宣言は、その論争の主眼を起きた。

(11) Daisaku Ikeda, *The Challenge of Global Citizenship* (Tokyo: Soka Gakkai, 1996) p.23.

(12) この混乱は、たとえば、十九歳のアメリカ人のマイケル・フェイが、多くの破壊行為を故意に行つた疑いで一九九三年秋にシンガポールで逮捕された事件にはつきりと表れた。彼は、裁判の結果有罪となり、判決を受けた。その刑罰は、むち打ちの刑を含んでいたことから、元大統領も含む多くの著名なアメリカ人は、人権の観点からシンガポール政府に対して温情な措置をとるよう訴えた。もし、彼らが本当に人権に鼓舞されてそのように訴えたらすれば、同様の刑罰に服する非アメリカ人(非国民)についても同じ懸念を示すことになるであろう。しかし、そのような懸念は表明されなかつた。すなわち、訴えは、実際にはウェストファリア体制によつてもたらされた、国民を代表しての旧来の外交的干渉の一端にあつたのである。

(13) R.Higgins, "Conceptual Thinking about the Individual in International Law" *Review of International Studies*,

Vol. IV #1 (April, 1978) p. 219.

(14) 世界人権宣言(1948年)第十九條参照。

(15) The Inter Action Councilは一九八二年に設立され、かつての幾つかの著名な国家首脳や専門家、支持者を世界中で構成する。一九九七年九月一日にCouncil が初めて提

超えた果てに、私たちは互いに争い傷つけ合つて血を流し、その結果お互に助け合うようなすばらしい出会いができるくなるかも知れなければ、あるいは逆に、それが新しいアイデンティティの創造に向けての豊かで創造的な交流のための特別の場となるかもしれないのです。世界人権宣言は、私たちを新しいアイデンティティの創造へのたゆまぬ精神の探究へといざなうのである。レバノンのチャールズ・マリク、アメリカのエレノア・カサン、イギリスのジョン・ハンフリー、ロシアのアレクセイ・パブロフ、チリのヘルナン・サンタ・クレス、その他何人かの世界人権宣言を起草した人々は、地平の向こうに新しいアイデンティティを見た人々であった。彼らは、私たちをその世界に招き入れる。そして、世界人権宣言と人間の全体性におびえる「指導者」によつてまったく沈黙させられた道徳の声も、私たちを新たなアイデンティティへとつながなつてゐるのである。

案された人間の責任に関する世界的議論<sup>20</sup>。

(16) Winston E. Langley, "Children, Moral Development,

Global Transformation" *World Order*, Vol. 28 #3,

(Spring, 1997) p. 18.

(17) Joseph Rotblat, *An Allegiance to Humanity* (Santa

Barbara, California, 1998)

(18) ハンス・クリスチヤン・アーレンの一人がアントン・

・ハーネム<sup>21</sup>、取扱い人物の一人がアルフレッド・

・エリュ<sup>22</sup>、Hannah Arendt, *On Revolution* (New

York: Penguin Books, 1981) 稲田<sup>23</sup>。また、Jacques

・ルイ・アルベール・カミーユ・カヌー、The Rebel (New York:

Knopf, 1971); Albert Camus, *The Rebel* (New York:

vintage, 1956) 稲田<sup>24</sup>。

(19) Arendt 著書「Oath and Revolution」(XX)、一九六五年十一月廿四日

稻田<sup>25</sup>。

(20) 國際人權會議 |OIC| (XX)、一九六五年十一月廿四日

稻田<sup>26</sup>。

(21) 國際人權會議 |OIC| (XX) 稲田<sup>27</sup>。

(22) C.P. Snow, *Two Cultures* (Cambridge: Cambridge

University Press, 1993). 稲田<sup>28</sup>。一九五九年発行<sup>29</sup>。

(23) John Brockman, *The Third Culture* (New York:

Simon & Schuster, 1995) 稲田<sup>30</sup>。

(24) 國際人權會議 |OIC| (XX) 稲田<sup>31</sup>。

(25) Jeremy Rifkin, *The Biotech Century* (Penguin Putnam,

Inc., 1998)

(カイハベルハ・エ・ラングレイ／マサチューセッツ大学教授)  
(訳・なかやま みゆく／創価大学助教授)